

佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月9日

佐賀県知事 山口祥義

◎佐賀県条例第16号

佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例

佐賀県観光施設条例（平成元年佐賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
<p>佐賀県観光施設条例 (設置)</p> <p>第1条 本県における観光の振興を図り、もって地域の振興に寄与するため、<u>観光施設として、佐賀県波戸岬海浜公園（以下「海浜公園」という。）、佐賀県風の見える丘公園（以下「風の見える丘公園」という。）及び佐賀県花と冒険の島（以下「花と冒険の島」という。）</u>を設置する。</p> <p><u>(位置)</u></p> <p>第2条 観光施設の位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>海浜公園</td><td>唐津市</td></tr><tr><td>風の見える丘公園</td><td>唐津市</td></tr><tr><td>花と冒険の島</td><td>唐津市</td></tr></tbody></table> <p><u>(施設)</u></p> <p>第3条 海浜公園の施設は、<u>テニスコート、野外ステージ及びキャンプ場</u>とする。</p> <p>2 <u>風の見える丘公園の施設は、レストハウスとする。</u></p> <p>3 <u>花と冒険の島の施設は、遊具施設、自然体験ハウス、コテージ及びキャンプ場とする。</u></p> <p><u>(指定管理者)</u></p> <p>第4条 知事は、<u>観光施設の管理を法人その他の団体に行わせるこ</u></p>	名称	位置	海浜公園	唐津市	風の見える丘公園	唐津市	花と冒険の島	唐津市	<p>佐賀県波戸岬海浜公園条例 (設置)</p> <p>第1条 本県における観光の振興を図り、もって地域の振興に寄与するため、佐賀県波戸岬海浜公園（以下「海浜公園」という。）を設置する。</p> <p><u>(位置)</u></p> <p>第2条 海浜公園は、唐津市に置く。</p> <p><u>(施設)</u></p> <p>第3条 海浜公園の施設は、野外ステージ及びキャンプ場とする。</p> <p><u>(指定管理者)</u></p> <p>第4条 知事は、<u>海浜公園の管理を法人その他の団体に行わせるこ</u></p>
名称	位置								
海浜公園	唐津市								
風の見える丘公園	唐津市								
花と冒険の島	唐津市								

改正前	改正後
<p>とができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>観光施設の運営に関する業務</u> (2) <u>観光施設の利用に関する業務</u> (3) <u>観光施設の維持及び管理に関する業務</u> <p>3・4 略 (利用料金)</p> <p>第5条 海浜公園の施設<u>及び花と冒險の島（遊具施設を除く。）</u>を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>とができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>海浜公園の運営に関する業務</u> (2) <u>海浜公園の利用に関する業務</u> (3) <u>海浜公園の維持及び管理に関する業務</u> <p>3・4 略 (利用料金)</p> <p>第5条 海浜公園の施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。